

遠方の産科医療機関を受診する妊産婦さんへ 交通費助成のご案内

矢板市に住民登録のある妊婦さんで、下記の方を対象に交通費の助成をしています。



医師から「医学的な理由(ハイリスク)」で、指定の専門医療機関(周産期母子医療センター等)での受診・出産が必要と言われた方



病院まで片道おおむね30km以上または60分以上かかる方

例;自治医科大学附属病院(下野市)
獨協医科大学附属病院(壬生町)

※里帰り先からの通院も対象になる場合があります。



助成内容

移動にかかった費用(ガソリン代、電車代等)の8割を助成
※自家用車の場合は、市の規定に基づいた金額(キロ単価)で計算します。

- ・妊婦健診:最大14回(多胎の方は19回)まで
- ・出産:往復1回分

相談・問合せ Tel 0287-44-3600

矢板市こども課 健康支援担当

申請から助成までの流れ

矢板市こども課
(Tel44-3600)へ電話

申請書類を準備し、
必要事項を記入

申請書類を提出

審査・交付決定後、
指定口座に振り込み

指定の専門医療機関 (周産期母子医療センター)	・自治医科大学付属病院(下野市薬師寺3311-1) ・獨協医科大学病院(下都賀郡壬生町大字北小林880) ※里帰りの場合は、都道府県が指定する総合周産期母子医療センター又は都道府県が認定する地域周産期母子医療センターが該当)
移動手段 および 助成金額の基準等	<妊婦健診時> ・鉄道、バス等の公共交通機関又は自家用車が対象 ・市職員の旅費に関する条例による金額を基準とし、往復分の交通費の8割を助成 ・自家用車の場合、通算した路程の1km未満は切り捨てて計上 ・上限回数14回(多胎妊婦の場合は19回) <出産時> ・鉄道、バス等の公共交通機関又は自家用車、タクシーが対象 ・妊婦健診時と同様、往復分の交通費の8割を助成。タクシー利用の場合は、実費負担の8割を助成 ・自家用車の場合、通算した路程の1km未満は切り捨てて計上 ※マタニティタクシー利用分は対象外(実費分は対象)
申請に必要なもの	☐ 遠方の産科医療機関への交通費支援事業助成金申請書 ☐ ハイリスク妊婦該当事項調査票 ☐ 母子健康手帳の写し(妊娠中の経過/出産の状態のページ) ☐ 交通費に係る領収書等 ※タクシー利用は出産時に限る(利用日及び利用料金が確認できる領収書等) ☐ 申請者の通帳の写し